

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役 三車 厚二

TEL:06-946-8011

◦ 小規模物納不動産の売却価格をはじめに決定

Q：物納された土地等について国はどのように売却するのですか。

A：物納により国に納められた土地等については、原則として一般競争入札により売却されることとなります。これは最終的な価格の予測がつきにくいものでした。

しかし、このほど関東財務局は、全国で初めてあらかじめ土地等の価格を公示した上で応募者を募り、抽選により契約相手を決定する売却方式を実施することにしました。

物納財産は平成5年度で引受額で約3,700億円、引受面積で約1,200千㎡と急増していますが、その大部分は比較的小規模なものが多く、小規模な物納財産を個人の住宅用として民間に売却することにより土地の有効利用を図ろうというのがその目的です。

改正により相続税物納財産のうち、300㎡以下の土地又は200㎡以下の建物については、あらかじめ売却価格を決定し、新聞等に価格を公示して売ることが出来るようになったことから、今回の売却方式を実施する運びとなりました。

今回売り出される物件は、東京都杉並区や埼玉県坂戸市等の首都圏22カ所の更地で最低価格2,660万円から最高価格1億500万円のもの。同財務局管内には、区分所有のマンションも引き受けられているので、今後はマンション等についても積極的にこの方式により売却する方向で検討しており、できれば年内にもう一度新方式による売却を実施する予定のようです。

